

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和7年12月22日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

西牟婁振興局建設部

官民境界確定に係る文書が所在不明となっているので、今後このようなことのないよう公文書の厳正な管理及び保管に努められたい。

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 母子父子寡婦福祉資金償還金において、財務会計システムへの調定入力が入力されている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 西牟婁振興局農林水産振興部

狩猟者登録申請書において、県証紙の消印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 西牟婁振興局建設部

(ア) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) トンネル建設時に共同溝を設置していたにも関わらず、道路占用許可申請の手続をせず事業者が長期に道路占用を行っていたことにより、許可日から10年を超える占用料相当分は徴収することが不可能となっている事例があったので、今後このような事例が発生しないよう関係事業者及び県内部における工事部門と管理部門との間で情報共有を緊密に行う等、必要な措置を講じられたい。

(ウ) 廃川廃道敷地については、令和6年度末で5件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(エ) 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 小型船舶係留施設の管理及び使用料の徴収に関する業務委託契約について、受託者が使用者から徴収する使用料の徴収方法に関して以下の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 納期限を定めていない

b 納入通知書を交付することとしていない

(カ) 小型船舶係留施設の管理及び使用料の徴収に関する業務委託において、次の不適切な事例があったので、受託者に対し適正に事務を執行するよう指導されたい。

a 複数年継続して使用を許可した者からの使用料を徴収の期限としている年度当初に徴収していない事例

b 使用許可を受けていない者が使用していた事例

c 無許可で使用していた者から使用料相当額（不当利得金）を徴収していた事例

エ 和歌山県紀南児童相談所

旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立田辺工業高等学校

電気料金の支払において、延滞利息が発生している事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県田辺警察署

損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。